

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	1,343,446	201,517	3,231	4,798,205	6,144,882	201,517
社	債	1,413,153	211,973	5,607	3,734,883	5,153,643	211,973
預貯金	銀行預金	38,962,373	5,844,356	580,367	5,703,656	45,246,395	5,844,356
	銀行以外の金融機関の預金	29,641,893	4,446,284	1,269,860	24,090,900	55,002,652	4,446,284
	勤務先預金	1,748,613	262,292	5,126	-	1,753,739	262,292
合同運用信託の収益の分配		65,346	9,802	14,824	1,569	81,739	9,802
公社債投資信託の収益の分配等		60,493	9,074	4	185	60,682	9,074
小 計		73,235,317	10,985,298	1,879,018	38,329,397	113,443,732	10,985,298
定期積金の給付補てん金等		842,240	126,336	-	5,669	847,909	126,336
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		316,686	48,865	-	-	316,686	48,865
割引債の償還差益		-	-	-	-	-	-
計		74,394,243	11,160,499	1,879,018	38,335,066	114,608,327	11,160,499

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息 特定投資法人の投資口の配当等	64,905,921	12,907,469	4,655,331	11,962,409	851,064	81,523,661	13,758,533
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	—	—	—	10,564	733	10,564	733
計	64,905,921	12,907,469	4,655,331	11,972,973	851,797	81,534,225	13,759,265

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	14,345,848	1,004,167

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 968,376,051	千円 31,767,489	千円 4,427,416,150	千円 135,078,329	千円 5,395,792,201	千円 166,845,818
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	2,600,957	18,787	32,614,274	381,655	35,215,231	400,442
	計	970,977,008	31,786,276	4,460,030,424	135,459,984	5,431,007,432	167,246,261
退 職 所 得		107,604,655	1,426,479	101,002,036	3,200,990	208,606,691	4,627,469
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	21,015	-	21,015

調査対象等：給与等の支払者から平成22年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成21年2月から平成22年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	5,188,562	735,171
	診療報酬	40,410,443	3,469,338
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	27,972,779	1,994,439
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	715,892	71,906
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	4,419,617	215,325
	契約金・賞金	514,351	33,706
	小 計	114,987,254	10,478,611
	法第203条の2該当（公的年金等）	5,047,457	91,083
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）	75,814,900	421,999	
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）	89	9	
計	195,849,700	10,991,701	
災害減税法により徴収猶予したもの	—	—	

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成22年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成21年2月から平成22年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	920,440	104,983
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	2,764,205	164,187
匿名組合契約に基づく利益の分配	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	515,708	60,079
退 職 手 当 等	4,190	838
人 的 役 務 の 報 酬	93,851	18,764
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	254,719	6,119
著作権の使用料又はその譲渡による対価	39,893	4,061
貸 付 金 の 利 子	21,820	3,713
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	56,582	9,795
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	1,831,130	183,113
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	122,662	21,495
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-
賞 金	-	-
合 計	6,625,200	577,147

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。